

阿賀野市告示第 1 1 5 号

阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 2 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成 2 3 年阿賀野市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 2 日から施行し、改正後の阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。